鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２２号

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４２年鳥取市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「水火災の場合　１回につき　２，８００円」を「水火災の場合　１回につき　３，３００円」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行し、この条例による改正後の鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例は、同日以後に職務に従事した場合の費用弁償の支給について適用する。